水辺の水護り制度　Q&A

〈市民活動・登録について〉

Q1） 活動場所が、河川、水路、湧水等となっているが、どこを指すのか？
A1） 市内の国や都が管理している河川や、市が管理しているその他の普通河川（一般的に呼ばれている水路）及び湧水などの水辺を指します。なお、河川及び普通河川などにつきましては、法令により行為の制限があります。登録申し込みの時に、市へご相談下さい。

Q2） 活動団体等の規定に「個人」とあるが、一人でも登録できるのか？
A2） 一人でも登録は可能です。清掃・保全活動は、居住家屋に隣接する場所を想定しています。隣接する水路の範囲を超えて清掃活動などを行う場合は、町会・自治会による登録をお勧めします。調査活動などは活動内容と合わせて確認をします。

Q3） 活動団体等の規定に「市民団体」とあるが、どのような団体を指すのか？
A3） 市内で活動する NPO 団体やボランティア団体、及び個人の集まりの団体などを指します。活動内容と合わせて確認をします。

Q4） 活動団体等の規定に「事業者」とあるが、どのような事業者を指すのか？
A4） 市内の個人事業者や法人（株式会社・財団法人・社団法人など）を指します。活動内容と合わせて確認をします。

Q5） 活動内容について、市で審査するとあるが、どの様な審査をするのか？
A5） 活動に対して、法令に違反していないか、安全が確保できるかどうか、水路等の機能に支障を与える行為でないか、近隣住民に迷惑となる行為でないかなどについて総合的に審査します。
また、必要に応じて河川、水路の管理者に確認を行います。

Q6） 水辺の水護り活動申込書に記載した内容に変更が生じた場合にどうすればよいか？
A6） 登録時に提出していただいた申込書の内容（代表者名、活動場所、活動内容）に変更が生じた場合は、市にご連絡下さい。

Q7） 年間活動計画書と活動実績の報告書の提出方法は？
A7） 年度当初に年間活動計画書とともに活動実績の報告書を提出してください。提出にあたっては市より代表者宛に通知をしますので期限内の提出をお願いします。

Q8） 活動日に、大雨が降って出来なくなった。または、活動予定日が雨の予報が出ているので、活動日を変更したい。
A8） 日程の変更については事業計画の再提出を求めません。要綱第6条第2項にあるように、作業の危険を伴う日の出前、日没後、熱中症の危険のある時間帯、並びに降雨中や河川等の増水の恐れがある時などは作業しないで下さい。

Q9） 要綱の中に、河川、水路の美化及び保全のために必要な活動とあるが、どの様な活動か？

A9） 水路の清掃や特定外来種の駆除などが想定されますが、その場所特有の保全方法などがあればご相談ください。活動に際して、必要が生じれば河川管理者等とも協議を行います。市にご相談下さい。

〈市の支援について〉

Q10） ボランティア保険の適応範囲は？

A10） 制度への登録と同時に、参加者は保険への加入となります。水護り活動中の事故に対して適用となります。

また、水辺の水護り制度登録活動以外の作業におきましては保険の適用外となります。

Q11） 貸出用具や支給品を聞きたい。

A11） 「清掃・草刈り用具貸出支給物品一覧」及び「調査・学習用具貸出支給物品一覧」を参考に用具の貸出しや支給を行います。活動内容により市と協議のうえ用具の種類と量を決めます。お届けまでに期間を要する場合がありますのでご容赦ください。

Q12） 草刈り範囲が広くて、刈払機を使いたいが問題ないか？

A12） 刈払機の使用は、制度上問題ありません。特別教育を受ける義務はありませんが、使用者や周辺への安全面から受講が推奨されています。使用時は自分自身と周辺の安全対策には、万全を期して下さい。

Q13） 草刈りなどをした後のゴミは、どうしたらよいか？

A13） ボランティア袋に2～3袋であれば自宅前に出して置くことで、所定の回収日に市が回収します。 また、ボランティア袋の数量が多い場合やゴミが袋に入らない場合などは、ご連絡を頂ければ回収するよう調整いたします。

Q14） その他、この制度の支援はどの様なものがありますか？

A14） 例えば、市 HP 等を活用した登録団体の活動内容の PR や調査結果の保管、他団体との連携・ネットワーク化の調整、国や都管理河川内での活動時の河川一時使用届の提出などです。具体的に希望があれば市担当者にご相談下さい。